

## 日の出町創業支援補助金交付要綱

令和5年6月19日

告示72号

### (目的)

第1条 この要綱は、日の出町（以下「町」という。）の区域内（以下「町内」という。）で創業（第二創業を含む。）する者に対し、町が必要な補助金を交付することにより、新たな需要及び雇用の創出を促進し、もって町の産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに創業する者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア これから創業する者であって、補助金の交付申請をしようとする当該年度の2月末日までの間に個人開業又は会社の設立を行い、その代表となるもの
  - イ 個人開業又は会社の設立を行った日から5年未満である個人事業主又は会社の代表者
- (2) 第二創業を行う者 個人事業主又は会社の代表者であって、「日本標準産業分類」の中分類を越えた業態転換、新事業進出又は新分野進出を行うもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事業承継後5年未満の者
  - イ 補助金の交付申請をしようとする当該年度の2月末日までの間に事業承継を行う予定の者
- (3) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。
- (4) 会社 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社
  - イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- (5) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日を、会社にあつては会社設立の日をいう。
- (6) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (7) 認定特定創業支援事業 日の出町創業支援事業計画に位置付けられた認定連携創業支援事業者が実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において新たに創業する者又は第二創業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既に納期の到来した町税等を完納していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 個人事業主
  - イ 会社の代表者
- (3) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。ただし、仮設又は臨時の店舗を除く。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 特定創業支援事業のうち、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の各事業について、継続的に4回以上、かつ1か月以上支援を受け、適切な事業計画を有していること。
- (6) 日の出町創業支援等事業計画に基づいた認定連携創業事業者の創業相談及び指導を受け、適切な事業計画を有しているものとして、認定連携創業事業者から推薦を得ていること
- (7) 町、日の出町商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献することができる者であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者
- (2) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (4) その他日の出町長（以下「町長」という。）が適当でないとする事業を営む者

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、創業に係る経費（既に創業している者にあつては、事業計画書に基づく事業に係る経費。以下この条において「経費」という。）であつて、交付決定日から当該年度の2月末日までに要した創業に係る経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 事業所等借入費
- (3) 設備費
- (4) マーケティング調査費

(5) 広報費

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町長が定める期日までに、日の出町創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税の納付状況を確認できる書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主で既に開業している場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (7) 補助対象経費の内訳を説明する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

（審査会の設置）

第6条 町長は、前条で定める補助金交付申請等を審査するため、日の出町創業支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、前条で定める審査会を開催してその内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し、日の出町創業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、日の出町創業支援補助金補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えてあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、日の出町創業支援補助金補助事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

（事故報告）

第9条 補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等事故報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、補助対象者と協議し、必要に応じて補助事業の期間を当該年度の2月末日以降に延長することができる。補助対象となる経費の期間についても同様とする。

3 前項の規定により延長することができる期間は、当該年度の3月末日までとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに日の出町創業支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書類
- (4) 事業所等の賃貸借契約書の写し（対象経費に賃料等を含む場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書（法人で交付申請時に町内に法人登記していない場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日の出町創業支援補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、日の出町創業支援補助金請求書兼振込依頼書（様式第8号）により町長へ補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、補助金を交付決定者へ交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効果の増した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産。以下「取得財産」という。）を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 町長は、交付決定者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(報告)

第16条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第17条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、日の出町補助金等交付規則（昭和54年規則第3号）に定めるところによる。

## 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

- 2 この要綱の施行後、社会経済状況の変化を勘案し、3年後を基準として、補助金についての検証を行い、必要に応じて見直しを行う。